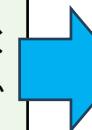


## 1 条例制定の趣旨

- 子どもは、未来を切り拓く希望の光で、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在
- 子どもは、周りの人たちに愛され、信頼されることにより、自分に自信を持ち、夢や希望を持ちながら安心して健やかに育つことができる。
- 一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加などの社会環境の変化が子どもに様々な影響を与え、いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、インターネットを通じたトラブルの問題など、子どもを取り巻く状況が厳しさを増している。
- こうした問題を相談できずに悩んでいる子どもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、子どもの権利が守られる環境づくりが求められている。



未来を担う全ての子どもが権利を保障されながら、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送り、健やかに成長することができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、条例を制定する。

## 2 条例素案の主なポイント

- 全ての子どもが幸せに暮らし、健やかに成長できる「子どもまんなか社会」の実現
- 子どもにとって大切な権利の具現化
- 困難な状況にある子どもへの相談支援体制の充実
- 子ども等からの意見の聴取及び施策への反映
- 社会全体で子どもを育み支える環境づくり
- 子どもに対する権利侵害を救済する機関の設置

## 3 こども等からの意見聴取

- 小学生、中学生、高校生、若者（20代）から条例素案について意見募集
- 子ども・若者支援関係団体、大学生、児童養護施設等からの意見聴取
- ワンチームとやまWG等において、県・市町村・市町村教育委員会関係課との協議
- 今後、ワークショップ等の開催を検討中

# 子どもの権利に関する条例(仮称)素案の概要

## 第1章 総 則

### 【目的（第1条）】

- この条例は、子どもの健やかな成長を支援するための基本理念及び子どもにとって大切な権利を定め、県、保護者、学校関係者等、子どもの支援を行う民間団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもまんなか社会を実現するための子どもの支援の基本となる事項を定めることにより、子どもの支援のための施策を総合的に推進し、もって社会全体で子どもの権利を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、子どもの意見を施策に反映することで、未来を担う全ての子どもが権利を保障されながら、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送り、健やかに成長することができる社会（子どもまんなか社会）の実現することを目的とする。の健全な育成を図る事業を行う者をいう。

### 【定義（第2条）】

- 「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、子どもの支援の対象となる子どもの範囲は、支援ごとに定めるものとする。
- 「子どもの支援」とは、①子どもの健やかな成長に対する支援②子どもの健やかな成長を支える者への支援をいう。
- 「保護者」とは、子どもを現に監護する者をいう。
- 「学校関係者等」とは、①学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者  
②子どもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者をいう。

### 【子どもにとって大切な権利（第4条）】

- 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、性別、障害その他子ども又はその家庭を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと。
- 命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と理解をもって大切に育てられること。
- いじめ、虐待など、あらゆる暴力を受けないこと。
- 気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。
- 健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること。
- 自分の気持ちや考え方を自由に表明することができ、尊重されること。
- 自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること。
- 遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること、様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること。
- 安心して過ごすことができる居場所があること。
- 誰一人取り残すことなく安心して夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられること。
- 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければならない。
- 子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努める。

### 【基本理念（第3条）】

- すべての子どもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、子どもの有する権利が尊重され、擁護されること。
- すべての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されることなど、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- すべての子どもについて、その年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- すべての子どもについて、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、子どもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること。

### 【役割等（第5条～第11条）】

- 県は、子どもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的な子どもの支援のための取組を尊重しつつ、子どもの支援のための施策を策定し、及び実施する。
- 県は、子どもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもの支援のための施策に協力する。
- 保護者は、子どもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識し、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようになるとともに、心身の健やかな成長を図るように努める。
- 県、学校関係者等及び子どもの支援を行う民間団体は、保護者とともに、子どもの成長を見守り、心身の健やかな成長を図るよう努める。
- 学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努める。
- 子どもの支援を行う民間団体は、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるように努める。
- 事業者は、その雇用する労働者が、その子どもに接する時間を十分に確保し、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める。
- 県民は、子どもの支援のための施策について関心を持ち、及び理解を深め、子どもが安全に安心して暮らしていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努める。

## 第2章 こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援の基本となる事項

第12条 子どもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成

第13条 相談支援体制の充実

第14条 子ども等からの意見聴取及び施策への反映

第15条 子どもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供

第16条 子どもの社会参加の促進及び社会全体で子どもが意見表明しやすい環境づくり

第17条 子どもの居場所づくりの促進

## 第3章 こどもに対する権利侵害の救済等

第18条 富山県こども支援委員会（仮称）の設置

第19条 権利侵害の救済